

第 16 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和 4 年 3 月 22 日 (火) 午前 9 時 30 分

会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

2 委員定数 19 名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 齋藤 澄子

委 員

1 番 高橋 忠一 2 番 高野 進 3 番 渡部 清孝

4 番 小沢 勝則 5 番 武藤 常雄 6 番 二瓶 崇

7 番 菊地 貴 8 番 山口 久人 9 番 大津 康男

10 番 小林千代松 11 番 平田 恭一 12 番 木戸 賢治

13 番 木村富士男 14 番 小林 博行 15 番 菅井 大輔

16 番 岩崎 茂治 17 番 佐藤 光伸

4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 34 号 会務報告について

報告第 35 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 73 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 74 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 75 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 76 号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第 77 号 現況確認証明申請について

議案第 78 号 農用地利用集積計画について

議案第 79 号 農用地利用配分計画（案）について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 高 橋 喜一郎

次長兼農地係長 誼 高 文 信

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 齋 藤 清 孝

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 佐 藤 崇 史

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日の総会には、報告 2 件、議案 7 件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第16回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、11番 平田恭一委員、12番 木戸賢治委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、報告第34号及び報告第35号の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第34号 会務報告について

○事務局

[1件を朗読、説明。]

報告第35号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔19件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、報告第34号及び報告第35号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第34号及び報告第35号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第34号及び報告第35号は了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

「議案第73号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定2件、所有権移転6件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、1番 高橋忠一委員、No.2については、

14番 小林博行委員、所有権移転のNo. 1、No. 2については、13番 木村富士男委員、No. 3については、3番 渡部清孝委員、No. 4については、6番 二瓶崇委員、No. 5については、4番 小沢勝則委員、No. 6については、2番 高野進委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋忠一委員

〔権利設定のNo. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。農地法第3条権利設定No. 1 について報告いたします。申請者の譲渡人の〇〇〇さんと譲受人の〇〇〇の〇〇〇さんから電話での聞き取り調査を3月5日、6日に行いました。申請地には、昨年もそばが作付けされており、今後もそばを作付けするということで、周囲に影響を及ぼすことなく適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上でございます。

○小林博行委員

〔権利設定のNo. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番小林です。農地法第3条権利設定No. 2 について、補足説明申し上げます。申請地は、〇〇〇事業地区であり、〇〇〇集落の東側の山間部に位置しております。緩やかな傾斜地で1.4haの1区画となっている畑であります。2年前まではそば畑として貸しておりましたが、その後不作付地となっていたということです。現地の植生状況ですが、雑草と青葉が茂っておりました。借受人の〇〇〇さんは、〇〇〇市在住のため電話で聞き取りをいたしました。〇〇〇町の出身で現在は、〇〇〇県〇〇〇市のワインぶどう園で働いており、2年程前から喜多方市にワイン用のぶどうを栽培したいとの希望を持っていたということです。3条許可が出た後には、喜多方市に4月にも戻りまして現地に入り、実家の熱塩から通いながら整地等を行い、来年の5月にはぶどうの苗木1,300本を定植する計画とのことでした。以上の内容から周辺に影響を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。

以上です。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo. 1、No. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕
13番木村です。農地法第3条所有権移転案件No. 1、案件No. 2 について、関連性がありますのでまとめて補足説明いたします。去る3月6日に○○さんのお父さん、○○○さんと電話にて聞き取り調査を行いました。今回交換する農地の面積については差がありますが、道地が中山間、上高は平場という違い、また○○○さんのお父さんと○○○さんは義理の兄弟という間柄ということで、円満に両者合意に至ったそうです。周辺農地への影響については、両者共にこれまで通り管理して行くとのことでしたので、今回の所有権移転については何ら問題はないと判断いたしました。以上です。

○渡部清孝委員

〔所有権移転のNo. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕
3番渡部です。農地法第3条所有権移転案件No. 3 について、補足説明いたします。去る3月3日午前4時頃より現地調査並びに聞き取り調査を行いました。譲渡人の○○○さんは県外で仕事をしており不在のため電話での聞き取り調査、譲受人の○○○さんと現地での聞き取り調査を行いました。本申請地は数十年前から譲受人が畑として使用しており、今後も畑として使用するとのことですので、よって、周辺農地へ支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo. 4 について、現地調査の結果並びに補足説明〕
6番二瓶です。同じく所有権移転案件No. 4 について、ご説明申し上げます。去る3月10日午前10時から譲渡人、譲受人立ち会いのもと現地調査と聞き取り調査を行いました。本申請地は、北側、東側は道路とU字溝で区切られ、西側、南側はU字溝で管理されており、また自作地と隣接している土地でございます。よって、権利の取得については周辺農地へ

支障を及ぼすことなく、自作地同様今後も適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○小沢勝則委員

〔所有権移転のNo.5について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番小沢です。所有権移転案件No.5について、ご報告いたします。去る3月9日午後3時頃より譲受人の〇〇〇さん宅にて、田中推進委員と私で聞き取り調査を行いました。〇〇〇さんと〇〇〇さんは親戚同士で、譲渡人の〇〇〇さんが高齢により耕作管理出来ないため、譲り渡すとのことでした。申請に伴う権利の取得については周辺農地へ支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○高野進委員

〔所有権移転のNo.6について、現地調査の結果並びに補足説明〕

2番高野です。所有権移転案件No.6について、ご報告いたします。去る3月7日午後1時50分から譲渡人の〇〇〇氏、譲受人の〇〇〇氏立ち会いのもと現地調査及び申請者からの聞き取り調査を行いました。本申請に伴う権利の取得については、〇〇〇氏が高齢により耕作管理出来ないため、新規就農後6年となる次女の夫である〇〇〇氏に所有権の移転を行うものでございます。当該農地は雪のため1筆ごとの確認はできませんでしたが、全体を見渡せる地点で外観による方法で確認をいたしました。本申請に伴う権利の取得については、周辺の農地の利用に支障を及ぼすことなく適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第73号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第73号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第74号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、11番 平田恭一委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○平田恭一委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番平田です。農地法第4条案件No.1について、現地調査の結果を報告させていただきます。去る3月10日午前9時25分頃より申請人○○○氏及び代理人の○○○行政書士立ち会いのもと事務局から塩川総合支所佐藤主査、委員から小林委員と北見推進委員、私と現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は2筆ありまして、まず104-2が自宅への進入路の拡幅工事を行うための転用、104-3が土手崩落防止

の塀を設置するための転用であります。現在申請地は、既に進入路に関してはコンクリートで拡幅工事が完了しており、また土手崩落防止の塀もコンクリートで完成しており、顛末書付きの申請です。経緯をお伺いしましたところ、昭和57年頃に父が自宅の建築の際、進入路を確保するため現在のコンクリート舗装を行い、また同時にコンクリートの塀を設置したとのことです。建設した父が亡くなり令和2年に相続をしたが、現在居住しておらず売却を検討したところ現在の違反転用が判明し、このような状況を放置することもできませんので顛末書付きの申請をしたとのことです。進入路も塀も共に周辺農地の営農条件に支障を及ぼす恐れはなく、転用に問題はないものと判断して参りました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第74号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第74号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第75号 農地法第5条第1項の規定による許可

申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件、所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、13番 木村富士男委員

所有権移転のNo.1、No.2については、14番 小林博行委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。農地法第5条設定案件No.1について、補足説明いたします。去る3月10日午前9時半より、私と菊地委員、誼高次長、行政書士の〇〇〇さん、設定人の〇〇〇さん夫妻の6名で現地の確認調査を行いました。被設定人で息子さんの〇〇〇さんと〇〇〇さんは仕事の都合で不在でした。現地は地目は田ですが、畑として使われていました。申請地の西側と南側は水路になっており、その西側の水路に合併浄化槽の処理水を排水する計画とのことです。また、建物は敷地から離して建築して、転圧をしっかり行い土砂の流出を防止する計画となっております。日照に支障がある北側の土地は宅地であるため、周辺農地への影響はないと思われまます。よって今回の申請については問題ないと判断いたしました。以上です。

○小林博行委員

〔所有権移転のNo.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番小林です。農地法第5条所有権移転案件No.1について、補足説明申し上げます。去る3月10日9時に現地調査を行いました。立ち会い人は譲受人の〇〇〇さん、譲渡人の〇〇〇さんの代理人の行政書士〇〇〇事務所の〇〇〇さん、平田委員、北見推進委員、事務局の佐藤主査、私

で聞き取りをいたしました。申請地は、〇〇〇駅の西側に位置する〇〇〇地区の住宅街の中の農地であります。現地は果樹の苗木が植えられており畑地の状態でありました。本地区は市街化の傾向が著しい区域であり、第3種農地に該当し、周辺農地に支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

続きまして、案件No.2を説明させていただきます。去る3月10日午前10時に現地調査を行いました。立ち会い人は、譲受人の〇〇〇さん、譲渡人の〇〇〇さん、〇〇〇さんは欠席でありました。双方の代理人の〇〇〇行政書士、平田委員、北見推進委員、事務局佐藤主査、私で聞き取りをいたしました。申請地は、〇〇〇集落の外れの方に位置し、市道を挟んで〇〇〇集落の住宅地と接続しているところでありました。申請地の西側は住宅があり、東側は譲受人の住居とレストラン、ドックランとなっているところに挟まれた長方形の畑地でありました。譲受人の〇〇〇さんは、若松市に本店のある土木会社を経営しており、さらに自宅接続地でも商売をしております。今後事業拡大する中で、喜多方方面の中継地として計画しており駐車場、資材置場等に整備したいという計画でございました。申請地は集落接続地の中で第1種農地に該当いたしますが、〇〇〇土地改良区からも意見書が添付されており、周辺農地に支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第75号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○齋藤会長職務代理者

要望ですが、5条移転の土地利用計画図が申請地が4筆ほどあるが地番がどこがどこだかわからないので、次回はわかるような形で出していただければ幸いです。

○事務局

地番の表示を今後するようにしたいと思います。

○議長

外にございますか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第75号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第76号 農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔農振変更計画1件(用途変更1件)を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第76号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第76号については、喜多方市に対し異議が

無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第77号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、11番 平田恭一委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○平田恭一委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番平田です。現況確認証明案件No.1について、現地調査の結果を報告させていただきます。議案第74号と同一人物による同じ場所での申請です。4条転用の現地調査に引き続き、同一メンバーにて現況確認証明の聞き取り調査を行いました。本案件は畑を山林へ地目変更するための証明願いであります。非農地化した経緯をお聞きしますと、申請地は宅地と水路に挟まれた幅2mにも満たない細長い傾斜地であり、農地としての利用は難しく、当時父親が宅地からの土砂が水路へ流出しないように木を植えたのではないかと考えられますとのことでした。それから40年以上が経過し、木が成長し現在はまさに山林化している状態でした。

以上により本案件の申請に特に問題なしと判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第77号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第77号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第78号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用権設定49件、所有権移転1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第78号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第78号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第79号 農用地利用配分計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用配分計画（案）1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第79号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第79号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第16回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉 会) 10 : 58